

8 消安第 714 号
令和 8 年 4 月 28 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る処理基準について」の一部改正について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の一部及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 362 号）の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 9 日付け 12 畜 A 第 1074 号農林水産事務次官依命通知）が改正され、別添写しのとおり各都道府県知事宛てに通知したのでお知らせします。